



123号) 第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和3年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日    | 事業所番号      | 申請者            |              | 事業所          |               |
|---------------|----------|------------|----------------|--------------|--------------|---------------|
|               |          |            | 名称             | 主たる事務所の所在地   | 名称           | 所在地           |
| 生活介護          | 令和3年5月1日 | 1610700260 | 特定非営利活動法人三樹福寿会 | 黒部市植木194番地の2 | 富山型デイサービスきずな | 黒部市三日市2840番地1 |

### 富山県選挙管理委員会告示第30号

選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正について

選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年富山県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

第7号様式その1中「㊟」を削り、同様式中

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

|         |       |       |  |
|---------|-------|-------|--|
| 金融機関名   |       | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |       | 支店コード |  |
| 預金種別    |       | 口座番号  |  |
| ふりがな    | ----- |       |  |
| 口座名     | ----- |       |  |

を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

|         |       |       |  |
|---------|-------|-------|--|
| 金融機関名   |       | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |       | 支店コード |  |
| 預金種別    |       | 口座番号  |  |
| ふりがな    | ----- |       |  |
| 口座名     | ----- |       |  |

6 発行責任者及び担当者

## (1) 発行責任者

|    |  |    |  |      |  |
|----|--|----|--|------|--|
| 役職 |  | 氏名 |  | 電話番号 |  |
|----|--|----|--|------|--|

## (2) 担当者

|    |  |    |  |      |  |
|----|--|----|--|------|--|
| 所属 |  | 氏名 |  | 電話番号 |  |
|----|--|----|--|------|--|

に改め、同様式備考3の次に次のように加える。

- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第7号様式その2中「㊟」を削り、同様式中

## 「5 金融機関名、口座名及び口座番号

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 金融機関名   |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別    |  | 口座番号  |  |
| ふりがな    |  |       |  |
| 口座名     |  |       |  |

を

## 「5 金融機関名、口座名及び口座番号

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 金融機関名   |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別    |  | 口座番号  |  |
| ふりがな    |  |       |  |
| 口座名     |  |       |  |

## 6 発行責任者及び担当者

## (1) 発行責任者

|    |  |    |  |      |  |
|----|--|----|--|------|--|
| 役職 |  | 氏名 |  | 電話番号 |  |
|----|--|----|--|------|--|

## (2) 担当者

|    |  |    |  |      |  |
|----|--|----|--|------|--|
| 所属 |  | 氏名 |  | 電話番号 |  |
|----|--|----|--|------|--|

に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提

示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第7号様式その3中「㊟」を削り、同様式中

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 金融機関名   |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別    |  | 口座番号  |  |
| ふりがな    |  |       |  |
| 口座名     |  |       |  |

を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 金融機関名   |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別    |  | 口座番号  |  |
| ふりがな    |  |       |  |
| 口座名     |  |       |  |

6 発行責任者及び担当者

(1) 発行責任者

|    |  |    |  |      |  |
|----|--|----|--|------|--|
| 役職 |  | 氏名 |  | 電話番号 |  |
|----|--|----|--|------|--|

(2) 担当者

|    |  |    |  |      |  |
|----|--|----|--|------|--|
| 所属 |  | 氏名 |  | 電話番号 |  |
|----|--|----|--|------|--|

に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。



## 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局河川部地域河川課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 2 作業期間

令和2年10月18日から令和3年3月26日まで

### 3 作業地域

富山県富山市、魚津市、南砺市、高岡市、小矢部市、砺波市

## 都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画地区計画

（名称） 速星駅周辺地区 地区計画

## 令和3年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、次のとおり危険物の取扱作業の保安に関する講習を実施する。

令和3年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 講習区分及び講習の対象となる危険物取扱者

| 講習区分 | 講習の対象となる危険物取扱者  |
|------|---|
| 第1   | 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者  |
| 第2   | 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（第1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者 |
| 第3   | 第1及び第2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者  |

## 2 講習日時及び場所

| 講習日時         |                        | 講習区分 | 講習会場                                       |
|--------------|------------------------|------|--|
| 令和3年6月30日(水) | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3   | 高岡市末広町1番7号<br>高岡市生涯学習センター<br>(ウイング・ウイング高岡) |
| 令和3年7月1日(木)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第1   | 同上   |
|              | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3   |  |
| 令和3年7月2日(金)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3   | 南砺市天池99番地<br>南砺消防署                         |
|              | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第1   |  |
| 令和3年7月5日(月)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3   | 黒部市三日市20番地<br>黒部市国際文化センター<br>コラーレ          |
|              | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第1   |  |
| 令和3年7月6日(火)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3   | 同上   |

|               |                        |    |  |
|---------------|------------------------|----|--|
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 |  |
| 令和3年7月8日(木)   | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 射水市橋下条1522番地<br>射水市消防本部                    |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第1 |  |
| 令和3年7月14日(水)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第1 | 富山市婦中町砂子田1番地1<br>富山市婦中ふれあい館                |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 |  |
| 令和3年7月15日(木)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 同上   |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 |  |
| 令和3年7月28日(水)  | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第2 | 富山市婦中町笹倉 128番地<br>婦中消防署                    |
| 令和3年7月29日(木)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第2 | 同上   |
| 令和3年11月4日(木)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 魚津市本江3197番地1<br>富山県東部消防組合消防本部              |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第1 |  |
| 令和3年11月5日(金)  | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 同上   |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 |  |
| 令和3年11月10日(水) | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 | 高岡市末広町1番7号<br>高岡市生涯学習センター<br>(ウイング・ウイング高岡) |

|               |                        |    |  |
|---------------|------------------------|----|--|
| 令和3年11月11日(木) | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 同上   |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第1 |  |
| 令和3年11月12日(金) | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 砺波市栄町 717番地<br>砺波まなび交流館                    |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第1 |  |
| 令和3年11月18日(木) | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第1 | 富山市南中田 368番地<br>富山県総合運動公園<br>陸上競技場         |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 |  |
| 令和3年11月19日(金) | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 同上   |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 |  |
| 令和4年1月31日(月)  | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 | 高岡市末広町1番7号<br>高岡市生涯学習センター<br>(ウイング・ウイング高岡) |
| 令和4年2月1日(火)   | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 同上   |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第1 |  |
| 令和4年2月3日(木)   | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 富山市南中田 368番地<br>富山県総合運動公園<br>陸上競技場         |
|               | 午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 第3 |  |
| 令和4年2月4日(金)   | 午前9時30分から<br>午後0時30分まで | 第3 | 同上   |

|  |                            |     |  |
|--|----------------------------|-----|--|
|  | 午後 1 時30分から<br>午後 4 時30分まで | 第 1 |  |
|--|----------------------------|-----|--|

### 3 受講手続

受講申請書を次の表の講習日の区分ごとの受講申請書受付期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）内に、最寄りの消防局（本部）・消防署又は公益社団法人富山県危険物安全協会連合会（富山市花園町四丁目 5 番20号富山県防災センター内）に提出すること。

| 講習日                            | 受講申請書受付期間                    |
|--------------------------------|------------------------------|
| 令和3年6月30日(水)から同年7月15日(木)までの実施分 | 令和3年5月27日(木)から同年6月8日(火)までの間  |
| 令和3年7月28日(水)から同月29日(木)までの実施分   | 令和3年6月21日(月)から同月29日(火)までの間   |
| 令和3年11月4日(木)から同月19日(金)までの実施分   | 令和3年9月24日(金)から同年10月5日(火)までの間 |
| 令和4年1月31日(月)から同年2月4日(金)までの実施分  | 令和4年1月5日(水)から同月13日(木)までの間    |

### 4 その他

詳細については、公益社団法人富山県危険物安全協会連合会（電話076—491—5761）又は富山県危機管理局消防課（電話076—444—4589）に問い合わせること。